

令和6年度山形県道路空間3次元点群データプラットフォーム導入業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、山形県道路空間3次元点群データプラットフォーム導入業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

- (1) 業務の名称 山形県道路空間3次元点群データプラットフォーム導入業務委託
- (2) 業務の内容 業務委託仕様書による
- (3) 委託の期間 契約の日から令和7年3月31日まで
- (4) 提案上限額 81,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格に関する事項

応募の資格は、以下の項目のすべての要件を満たす単独事業者又は複数の企業で構成する共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 単独事業者

- ①山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有すること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく山形県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- ③申請日において、山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ④雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）。
- ⑤1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- ⑥山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑦山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていること。
- ⑧山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該当しないものであること。

イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

⑨会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく構成又は再生手続きを行っていないこと。

⑩過去 5 年以内に本業務と同種業務（同種システムの構築業務若しくは、3 次元点群データを利用した設計業務等）を国、都道府県又は市町村から受託した実績を有する者であること

（2）共同企業体

①各構成員が（1）①から⑨に掲げるすべての項目を満たしているものであり、そのうち、1 構成員を代表者とする。代表者は（1）⑩の条件を満たすこと。

②各構成員が、本企画提案に参加する単独事業者又は他の企業体の構成員ではないこと。

③共同企業体において、代表者との委託契約（県との関係においては再委託に該当）により業務を実施すること。この場合、業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

（3）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

①この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。

②提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。

③提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。

④提出書類に虚偽又は不正があったとき。

⑤見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

4 企画提案に対する評価基準等

（1）審査は、山形県が設置する「山形県道路空間 3 次元点群データプラットフォーム導入業務委託に係る公募型プロポーザル方式による企画提案選定委員会」（以下「委員会」という。）において、企画提案書を審査する。その際、提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

（2）評価は以下の審査項目により行う。なお、審査項目毎の配点及び審査の視点については、別添「企画提案審査基準」を確認すること。

①業務計画

②プラットフォームの運用

③ 3 次元点群データの利活用

5 企画提案書等に関する事項

(1) 企画提案参加申込書の提出

当公募への参加を希望する者は、期限まで下記のとおり提出すること。

①提出書類

企画提案参加申込書（様式1-1）

②提出方法 郵送又は持参すること

- ・持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。
- ・郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法に限り、提出期限必着とする。

<添付書類>

共同企業体にあつては、様式第1-2号に加え、すべての構成員について様式第1-3号を提出すること。

<再委託がある場合>

再委託事業者の事業者概要書（様式第2-1号）：1部

③提出期限 令和6年4月15日（月）17時まで

④公募参加資格要件の審査及び通知

企画提案参加申込書及び参加資格要件に係る申請書を受理した際は、参加資格の審査結果（適合又は不適合）を令和6年4月19日（金）までに文書により通知する。

参加資格について不適合の通知を受けた者は、当公募へ参加することができない。なお、不適合の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内に、書面により参加資格がないと判断された理由について説明を求めることができる。

(2) 企画提案書の提出

前項の審査の結果、適合の通知を受けた者は、以下のとおり企画提案書等の提出書類を期限までに提出することができる。

①提出書類

- ・企画提案書（提案書に記載する内容については企画提案作成要領を参照。）
- ・見積書（当該業務に要する経費及び、運用コスト（算出根拠含む））

②提出部数

正本1部及び記名、押印のない副本3部を提出する。

③提出方法 上記（1）②に同じ。

④提出期限 令和6年5月10日（金）17時まで

6 提出先及び問合せ先

山形県県土整備部道路保全課 管理調整担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話 023-630-2604 FAX023-630-2603

Mail:山形県掲載ホームページ一番下「この記事に対するお問い合わせ」のE-mail部分よりリンクを開いてください。

7 企画提案書等に関する質問

(1) 質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書（様式4）を作成し、原則電子メールにて行うものとし、件名を「【質問】山形県道路空間3次元点群データプラットフォーム導入業務」として、6提出先及び問合せ先まで提出すること。

(2) 質問期限

令和6年4月19日（金）17時まで

(3) 質問等への回答

令和6年4月24日（水）までに応募があった全社に対し電子メールにより回答する。ただし、独自提案等に関する質問については、当該質問者のみへの回答とする。

8 失格事由

次のいずれかに該当するとき、その者の提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。

(3) 提案に関して談合などの不正行為、参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

(4) 提案者が他者の提案の代理をしたとき。

(5) 審査委員会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関して援助を求めたとき。

9 最優秀提案者の決定方法

(1) 山形県道路空間3次元点群データプラットフォーム導入業務に係る公募型プロポーザル方式による企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）における審査により、選定委員の評価点の合算が最高点の者を、最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。

(2) 提案者が1者のみの場合も、選定委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

(3) プレゼンテーションの日時・場所等については、各参加者に対し別途書面にて通知する。

(4) 提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて公募を行うこととする。

10 契約手続き

(1) 審査結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。

(2) 提案書及び仕様書に記載され、審査で評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとし、詳細については県との協議により決定する。この場合、内容や金額等について変更が生じる場合がある。

- (3) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、契約手続きは行わない。この場合、次点者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 契約にあたっては、別途契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託業務に係る契約手続き等は、「6 提出先及び問合せ先」に定める担当にて行う。

11 全体スケジュール

・企画提案募集開始	令和6年 4月 4日 (木)
・参加申込書提出期限	令和6年 4月15日 (月)
・参加資格の審査結果通知	令和6年 4月19日 (金)
・質問受付期限	令和6年 4月19日 (金)
・企画提案提出期限	令和6年 5月10日 (金)
・企画提案プレゼンテーション	令和6年 5月 中旬 (別途通知)
・評価結果通知	令和6年 5月 下旬 (別途通知)
・見積り合わせ	令和6年 5月 下旬
・契約予定日	令和6年 5月 下旬

12 その他

- (1) 提出書類の作成・提出及びプレゼンテーション等の提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書については返却しない。
- (3) 企画提案参加申込書又は企画提案書の提出後、当公募への参加を辞退する場合は、書面により速やかに担当へ通知すること。